

令和4年度地方分散型オフィス誘致推進事業委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

令和4年度地方分散型オフィス誘致推進事業委託業務

2 業務の目的

ポストコロナを見据えた首都圏企業の地方への拠点分散やテレワークを活用した地方での新しい働き方の動きを捉え、本道への本社機能の移転をはじめ、道内地方への企業のサテライトオフィスや開発拠点等の立地に向け、首都圏企業をターゲットに誘致活動を展開する。

3 委託業務の内容

(1) フォーラムの開催及び運営

地方への本社機能の移転やサテライトオフィス、テレワーク拠点の設置を検討している首都圏企業に対し、本道の立地環境等の魅力をPRするためのフォーラムを開催する。

ア 開催日程 : 令和4年12月頃

イ 開催方法 : 東京都内のホテル及びオンラインでの同時開催

※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン開催のみとなる場合がある。

(ホテル選定基準)

・スクール形式で100名以上収容できること。

・フォーラム終了後、(2)の個別情報交換会が開催できるホテルであること。

・講師及び道関係者用の控室として、2部屋用意すること。

ウ 参集範囲 : 首都圏企業等関係者100名程度

エ 募集方法 : DMやターゲティングメール、WEB申込等、効果的な募集方法とし、発送・配信件数は、2,000通以上とすること。

また、募集用のチラシ(A4両面カラー1,000枚)を作成すること。

オ 講演内容 : 道からの立地環境PR、道内に本社機能の移転やサテライトオフィス等を設置した立地企業等(3名程度)の講演、道内市町村(3市町村程度)の立地環境PR、など

※道及び道内自治体への謝金や旅費については、受託者の負担なし。

カ アンケート : 参加者へのアンケート(満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等)を実施すること。

(2) 個別情報交換会の開催及び運営

上記フォーラム終了後、同ホテル内において、フォーラム参加者とフォーラム講師等の個別情報交換の時間を設定し、個別具体的な立地に関する情報収集や相談対応ができる機会を創出する。

(3) テレワーク関連展示会への出展及び運営

テレワークを既に実施している企業や検討している企業が多く来場する首都圏でのテレワーク関連の展示会等にブースを出展し、本道のサテライトオフィスやテレワーク環境等のPRを実施する。

ア 出展展示会 : 首都圏におけるテレワーク関連の展示会

※展示会は、オンライン開催のみとならない限り、原則、会場に出展

すること。

- イ 出展規模 : 30 m²程度 (想定)。
北海道ブースを設置すること。
※小間の確保は受託者が行い、出展料や装飾など、出展に係る費用は委託費に含む。
- ウ 出展期間 : 3日間程度 (1日あたり約8時間)
- エ 出展内容 : 本道のサテライトオフィスやテレワーク環境等のPR。
なお、PRにあたっては、サテライトオフィスの誘致などに積極的な市町村 (3市町村程度) の参加のもと、連携して行うこと。
※参考 令和3年度は、5市と連携の上、展示会主催者用意の基本装飾、A1パネル14枚設置、各種パンフレット配架・配付などによりPR。
- オ 参加者 : 受託者のほか、道職員及び道内市町村職員が参加。
※道及び道内市町村職員の旅費については、受託者の負担なし。
- カ アンケート : 北海道ブースに訪問した企業へのアンケート (満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等) を実施すること。

(4) 地域現地視察会の実施及び運営

道内地域でのビジネス展開を検討または関心を有する首都圏企業を招聘し、地域のビジネス環境等の視察に加え、地域との連携促進に向け、首都圏企業と地元大学及び自治体、企業等との情報交換の機会を創出する。

- ア 実施時期 : 令和4年8月～令和5年2月の間で実施すること。
- イ 視察地域 : 道内2地域程度。視察の具体的な地域や場所については、首都圏企業のニーズを踏まえ、詳細を決定すること。
- ウ 招聘企業 : 首都圏のIT等企業 2社程度 (各社1名程度)。
また、首都圏企業を招聘する旅費 (航空賃、宿泊費、レンタカー代等) を手当すること。
- エ 募集方法 : 首都圏企業の募集については、DMやターゲティングメール等、効果的な募集方法とし、発送・配信件数は、500通程度とすること。
- オ 情報交換会 : 首都圏企業の現地視察と同時に、各地域において、地域との連携促進に向けた情報交換会を実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン開催のみとなる場合がある。

(情報交換会の概要)

- ・会場 : 30名程度が参加できる会場とすること。
- ・参加者 : 首都圏企業、地元の大学や自治体、企業、道内立地企業等
- ・講演 : 既存の道内立地企業関係者を講師とし、地方展開にあたってのノウハウや連携事例等の共有を行うこと。
- ・開催結果 : 首都圏企業から、情報交換会の感想や意見、地域との連携可能性などについてヒアリングし、結果を取り纏めること。

※ (1)～(4)の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

(企画提案時点で会場や展示会の仮押さえ、講演者のアポイント等は必要としない。)

(4) 事業実施報告書の作成

上記(1)から(4)に係る報告書(アンケート結果も含む)を作成し、委託期間内に納品すること(紙媒体3部、電子媒体1式)。

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和5年(2022年)2月28日(火)まで

(3) その他 ・ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
・ また、委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1 実施体制	①実施体制・役割等
2 実施手法	①業務処理工程表・経費積算
3 実施方策	①フォーラムの開催について ②個別情報交換会の開催について ③テレワーク関連の展示会への出展について ④地域現地視察会の実施及び運営について
4 実績	①過去の実績
5 追加提案	①追加提案

※記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている

者でないこと。

- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）7月1日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）7月1日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係（担当：相樂、金須）

電話 011-204-5328 F A X 011-232-2139

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。